

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	風俗案内業管理ファイル	
実施機関の名称	千葉県警察本部長	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部風俗保安課	
個人情報ファイル等の利用目的	千葉県風俗案内業の規制に関する条例（平成22年12月24日条例第49号、以下「案内業条例」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するため	
記録項目	1 個人・法人の別、2 受付年月日、3 受付番号、4 個人の氏名、5 法人の名称、6 個人の住所、7 個人の電話番号、8 法人の所在地、9 法人の電話番号、10 法人の代表者氏名、11 法人の代表者住所、12 風俗案内所の名称、13 風俗案内所の所在地、14 風俗案内所の電話番号、15 風俗案内等の種別、16 統括管理者の氏名、17 統括管理者の住所、18 風俗案内業を開始しようとする日、19 営業時間、20 接待飲食等営業案内所の特別な事情のある地域の内外、21 性風俗案内禁止区域等の内外、22 行政処分年月日、23 営業停止期間、24 違反態様、25 行政処分の区分	
記録範囲	風俗案内業の開始届出を提出した者（廃業した者の記録については、廃業した時点から5年間保存される。）及び行政処分を受けた者（当該処分を受けた時点から5年間保存される。）	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） ①千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開・個人情報センター ②千葉県下39警察署の警務課	
	（所在地） ①〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号 ② https://www.police.pref.chiba.jp/police_department/index.html （千葉県警察ホームページ）参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1、4 から17まで及び19の訂正は案内業条例第3条第2項及び案内業条例施行規則第3条による。	
個人情報ファイル等の種別	□法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☑法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル □有 □無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—